

〔資料3〕

令和2年2月27日
区民部国保年金課

令和2・3年度 東京都後期高齢者医療保険料率等について

後期高齢者医療保険料率は、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、区市町村からの意見等を踏まえて2年に1度改定する。

令和2年1月30日に開催された令和2年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会において、令和2・3年度の保険料率等の改定を含む改正条例の議案が議決されたため、以下のとおり報告する。

1 改定の概要

(1) 保険料率等の改定

保険期間	令和2・3年度		平成30・令和元年度	
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
保険料率	44,100円	8.72%	43,300円	8.80%
前期比増減	+800円	-0.8ポイント	+900円	-0.27ポイント
平均保険料額 (対前期比)	101,053円 (4.0%増)		97,127円 (1.7%増)	

(2) 保険料賦課限度額の引き上げ

賦課限度額を64万円（現行62万円）に引き上げる。

(3) 保険料均等割軽減判定所得の基準額引き上げ

軽減割合	軽減対象となる所得基準額	
	令和2年度	令和元年度
5割	330,000円 + <u>28.5万円</u> × 被保険者数	330,000円 + <u>28万円</u> × 被保険者数
2割	330,000円 + <u>52万円</u> × 被保険者数	330,000円 + <u>51万円</u> × 被保険者数

2 令和2・3年度後期高齢者保険料の試算

裏面のとおりに

令和2・3年度 保険料の試算

●単身世帯モデルケース

単身世帯で収入が年金収入のみの場合

年金収入	令和2年度			令和3年度			新旧保険料差額
	保険料/年	均等割 軽減	所得割 軽減	保険料/年	均等割 軽減	所得割 軽減	
80万円	13,200 円	7割	—	13,200 円	7割	—	4,600 円
153万円	※ 9,900 円	7.75割	—	13,200 円	7割	—	3,500 円 (R3 6,800 円)
168万円	※16,400 円	7.75割	5割	19,700 円	7割	5割	3,400 円 (R3 6,700 円)
173万円	35,100 円	5割	2.5割	35,100 円	5割	2.5割	300 円
200万円	76,200 円	2割	軽減無し	76,200 円	2割	軽減無し	200 円
240万円	119,900 円	軽減なし	軽減無し	119,900 円	軽減なし	軽減無し	100 円

●2人世帯（夫婦共に後期高齢者）モデルケース

夫婦ともに後期高齢者医療制度の被保険者で、本人の収入が年金のみ、配偶者の収入が年金80万円の場合

年金収入	令和2年度			令和3年度			新旧保険料差額
	保険料/年	均等割 軽減	所得割 軽減	保険料/年	均等割 軽減	所得割 軽減	
夫 80万円	13,200 円	7割	—	13,200 円	7割	—	9,200 円
妻 80万円	13,200 円	7割	—	13,200 円	7割	—	
夫 153万円	※ 9,900 円	7.75割	—	13,200 円	7割	—	7,000 円 (R3 13,600 円)
妻 80万円	※ 9,900 円	7.75割	—	13,200 円	7割	—	
夫 168万円	※16,400 円	7.75割	5割	19,700 円	7割	5割	6,900 円 (R3 13,500 円)
妻 80万円	※ 9,900 円	7.75割	—	13,200 円	7割	—	
夫 173万円	35,100 円	5割	2.5割	35,100 円	5割	2.5割	700 円
妻 80万円	22,000 円	5割	—	22,000 円	5割	—	
夫 240万円	111,100 円	2割	軽減無し	111,100 円	2割	軽減無し	500 円
妻 80万円	35,200 円	2割	—	35,200 円	2割	—	
夫 300万円	172,200 円	軽減無し	軽減無し	172,200 円	軽減無し	軽減無し	400 円
妻 80万円	44,100 円	軽減無し	—	44,100 円	軽減無し	—	

〈参考〉均等割額軽減特例の段階的見直しについて（上表※の保険料）

本則7割軽減の対象の方は、更に上乗せして軽減されていたが、令和元年度から段階的に見直しとなっている。（令和2年度で経過措置終了。）

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合	均等割の軽減割合		
		本則	令和元年度	令和2年度
33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
うち世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割	7割	
33万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+52万円×(被保険者数)以下	2割	2割		

5割、2割軽減判定所得については、令和2・3年度の数字